昭和三十年国家公安委員会規則第三号

銃器弾丸類取扱規則

銃器弾丸類取扱規則を次のように定める。

（目的）

第１条　この規則は、犯罪に関連し、又はその疑いのある銃器弾丸類の鑑識を行うため必要な手続について規定することを目的とする。

（試射弾丸類の送付）

第２条　警視総監又は道府県警察本部長（以下「警察本部長」という。）は、押収、没収、没取等の事由により入手し、又は次項の規定による送付を受けた拳銃又は短銃（以下「銃器」という。）については、これを試射し、よつて得た弾丸、薬きよう類（以下「弾丸類」という。）を銃器弾丸類送付書（別記様式）と共に、速やかに科学警察研究所長（以下「研究所長」という。）に送付しなければならない。

２　関東管区警察局長は、押収、没収、没取等の事由により入手した銃器については、速やかに関係都道府県警察の警察本部長に送付しなければならない。

（銃器の送付）

第３条　警察本部長は、前条第１項の銃器が故障その他の事由により試射することができないときは、銃器弾丸類送付書と共に、速やかにこれを研究所長に送付しなければならない。

（弾丸類の送付）

第４条　警察本部長は、押収、没収等の事由により入手し、又は次項の規定による送付を受けた弾丸類については、銃器弾丸類送付書と共に、速やかにこれを研究所長に送付しなければならない。

２　関東管区警察局長は、押収、没収等の事由により入手した弾丸類については、速やかに関係都道府県警察の警察本部長に送付しなければならない。

（鑑定結果の通知）

第５条　研究所長は、この規則に基いて送付を受けた銃器又は弾丸類の鑑定結果をすみやかに当該警察本部長及び関係警察本部長に通知しなければならない。

（銃器弾丸類の返送）

第６条　警察本部長は、必要があるときは、この規則に基いて研究所長に送付した銃器又は弾丸類の返送を要求することができる。

２　研究所長は、前項の要求があつたときは、銃器又は弾丸類を当該警察本部長に返送しなければならない。ただし、第４条の規定により送付した弾丸類のうち、被疑者を検挙するに至らない事件に係るもの（銃器とともに入手したものを除く。）については、この限りでない。

附　則

１　この規則は、昭和３０年７月１日から施行する。

２　この規則の施行の日前に送付された銃器弾丸類は、この規則に基いて送付されたものとみなす。

附　則（昭和３４年３月３１日国家公安委員会規則第３号）抄

１　この規則は、昭和３４年４月１日から施行する。

附　則（昭和４５年５月２１日国家公安委員会規則第４号）

この規則は、昭和４５年５月２１日から施行する。

附　則（平成元年七月三日国家公安委員会規則第一〇号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（令和元年五月二四日国家公安委員会規則第一号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（令和四年三月三一日国家公安委員会規則第一三号）抄

（施行期日）

１　この規則は、令和四年四月一日から施行する。

別記様式

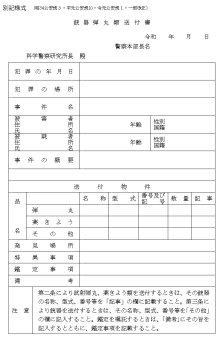

別記様式　（第３条関係）

銃器弾丸類送付書

令和　年　月　日

警察本部長名

科学警察研究所長　殿

犯罪の年月日	
犯罪の場所	
事件名	
被疑者	住居 氏名 年齢　性別　国籍
被害者	住居 氏名 年齢　性別　国籍
事件の概要	

送付物件

品名	名称	型式	番号又は記号	数量	記事
弾丸					
薬きよう					
その他					
発見場所					
特異事項					
鑑定事項					
備考					

注意　第二条により試射関係上、薬きよう類を送付するときは、その銃器の名称、型式、番号等を「記事」の欄に記載すること。第三条により銃器を送付するときは、その名称、型式、番号等を「その他」の欄に記入すること。鑑定を嘱託するときは、「鑑定」にその旨を記入するとともに、鑑定事項を記載すること。